



市公式キャラクター
『エーナ』



恵那市役所報道発表資料

令和8年4月24日

所 管	総務部総務課		
担 当	北原	問い合わせ	0573-26-2111 (代表)

報 道 機 関 各 位

「令和8年度定例第1回岐阜県市長会議」の開催報告 について

岐阜県内21市の市長が一堂に会する「令和8年度定例第1回岐阜県市長会議」を開催し、国及び岐阜県への要望事項等を審議しました。また、会議の後には、当面する課題について協議・検討する「市長相互の意見交換会」と、「知事と市長との意見交換会」を行いました。

記

1. 日 時 令和8年4月24日（金曜日）
 - ・会議 午後1時～2時
 - ・市長相互の意見交換会 午後2時15分～3時30分
 - ・知事と市長との意見交換会 午後3時45分～5時15分
2. 場 所 恵那峡温泉ホテルゆずり葉（恵那市大井町2709）
3. 出席者 岐阜県の市長（21市）、来賓（恵那市議会議長）
4. 内 容 別紙のとおり
5. 主 催 岐阜県市長会（会長 各務原市長 浅野 健司）
6. その他
岐阜県市長会事務局から県政記者クラブへ、別紙のとおり情報提供を行っています。

記者発表資料			岐阜県市長会事務局 担当 課長：伊藤 岐阜市藪田南5丁目14-53
令和8年4月24日		問合せ先	OKBふれあい会館第1棟13階 TEL：058-277-1137

「令和8年度定例第1回 岐阜県市長会議」を開催しました

1 趣 旨

岐阜県内21市の市長が一堂に会する「令和8年度定例第1回 岐阜県市長会議」（主催：岐阜県市長会 会長：浅野 各務原市長）を開催し、国及び岐阜県への要望事項等を審議しました。また、会議の後には、当面する課題について協議・検討する「市長相互の意見交換会」と、「知事と市長との意見交換会」を行いました。

2 日 時 令和8年4月24日（金）

- ・ 会 議 : 13:00～14:00
- ・ 市長相互の意見交換会 : 14:15～15:30
- ・ 知事と市長との意見交換会 : 15:45～17:15

3 場 所 恵那峡温泉ホテルゆずり葉 （恵那市大井町2709）

4 出席者 岐阜県内21市の市長、来賓（恵那市議会議長）

5 主な内容

1 各市提出議案について

国及び岐阜県に対する要望として、5分野の115議案（うち国:新規18、継続51、県:新規19、継続27）を審議し、議決・承認しました。なお、国への要望については、東海市長会議（5月20日（水）開催予定）、全国市長会理事・評議員合同会議（6月9日（火）開催予定）を経て、関係省庁に要望します。

<5分野>

1. 地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について
2. 災害対策及び防災施策の充実強化について
3. 福祉・保健・医療施策の充実強化について
4. 都市基盤・生活環境整備及び産業振興の充実強化について
5. 教育・文化施策の充実強化について

2 決議について

国に対する要望として、2件の決議を審議し、議決・承認しました。

(※決議の内容は、別添のとおり)

なお、決議は、東海市長会議（5月20日(水)開催予定)にて承認後、全国市長会へ提出します。

3 役員改選について

会長 松井 聡（羽島市長） ほか

任期は、令和8年6月10日から次年度の全国市長会通常総会まで（予定）

4 市長相互の意見交換会について

「社会保障国民会議有識者会議について」、「地域医療の存続と広域的な協力体制の重要性について」、「岐阜県消防操法大会開催にかかる費用負担について」、「普通退職者・メンタル不調による病気休暇者減少のための職場環境整備について」、「快適性を重視した避難所づくりの工夫について」をテーマとし意見交換を行いました。

(5) 知事と市長との意見交換会について

別紙のとおり

(6) ラリーカーによるデモラン・試乗会について

ラリーカーによるデモランを見学後、江崎岐阜県知事と浅野各務原市長らが試乗した。

「知事と市長との意見交換会」の概要について

令和8年度定例第1回岐阜県市長会議後の「知事と市長との意見交換会」の主な内容は、下記のとおりです。

記

1 日 時：令和8年4月24日（金）15時45分～17時15分

2 場 所：恵那峡温泉ホテルゆずり葉（恵那市大井町2709）

3 出席者

【岐阜県】（19名）

知事、副知事、教育長、理事（まちづくり担当）、知事公室長、総務部長、総合企画部長、未来創成局長、危機管理部長、環境エネルギー生活部長、健康福祉部長、子ども・女性部長、商工労働部長、観光文化スポーツ部長、農政部長、林政部長、県土整備部長、都市建築部長、リニア未来都市局長

【市長会】（21名）

県内市長21名

4 岐阜県からの説明

- ① 新たな県総合戦略の策定について（総合企画部）
- ② 政策オリンピックについて（未来創成局）
- ③ 所有者不明山林問題の解決について（未来創成局）
- ④ 県による市町村のDX支援について（未来創成局）
- ⑤ 企業誘致等について（商工労働部）
- ⑥ アウトドア資源を活用した観光誘客について（観光文化スポーツ部）
- ⑦ アグリパーク構想と学校給食等の推進について（農政部）

5 主な意見交換の内容

県から説明のあった事項も含め、県下の喫緊の課題について意見を交わし、今後の県と市の連携を確認した。

第4号議案

岐阜県市長会の決議について

<決議名>

決 議

- ・ 地方行財政の充実強化に関する決議
- ・ こども・子育て施策の充実強化に関する決議

決議

地方行財政の充実強化に関する決議

都市自治体は、超高齢・人口減少社会を迎え、地方創生への取組をはじめ、子ども子育て政策の強化、福祉・医療・教育の充実、デジタル化の推進、インフラ・公共施設等の長寿命化対策、さらには激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、喫緊の課題への対応に必要な財政需要は増加の一途にあり、恒常的な財源不足に陥っている中、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスの持続的な提供が必要であり、これには、安定的な都市税財源の確保がこれまで以上に重要である。

また、地方歳出の大半は法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であり、国は、地方が標準的な行政サービスを行うために必要となる財源を国の責務として確実に保障すべきである。

さらに、円安等による現下の物価高騰等への対応や人口減少対策に係る経費などにより、都市自治体においては、市民生活や経済活動に甚大な被害が生じており、極めて厳しい財政状況におかれている。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方行財政をはじめ地方に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。
2. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、まずは、税源移譲による国と地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
3. 年々急増、多様化する地方の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税、地方消費税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には地方財政の運営に影響を与えないよう代替財源を確保すること。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

4. 社会保障関係費や人件費の増大、物価高や金利上昇への対応など避けがたい歳出の増加が見込まれる中、都市自治体が地方創生や人口減少対策や防災減災対策の強化等の重要課題の対応に必要な経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源総額を確保するこ

と。

5. 地方の財源不足については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。
6. 人口減少問題への対応による新たな地方創生の実現に向けて、都市自治体が地域の実情に応じた取組を自主的・主体的に実施できるよう、地方財政計画の地方創生推進費を拡充するなど、十分な地方財源を確保すること。
7. 公共事業の計画的な実施に支障が生じることのないよう、現下の資材価格の高騰等を踏まえ、補助限度額の引上げを行うとともに、必要な財源を確実に確保すること。
8. ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、都市自治体のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源の乏しい中山間地域の都市自治体にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。
9. 地方創生に不可欠な基盤である高速道路、リニア中央新幹線をはじめとする交通ネットワークの整備を促進するとともに関連事業に係る積極的な財政支援を講じること。

また、地域公共交通は住民生活や地域経済活動に不可欠で重要な社会基盤としての役割を担っていることから、各種交通事業者に対して持続的かつ安定的な経営を維持できるよう積極的な支援を行うこと。

10. 国民健康保険制度の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど、国保財政基盤の拡充・強化に向けた見直しを図るとともに、国の責任と負担において、必要な措置を講じること。また、低所得者層に対する負担軽減策については、国庫負担の導入等により拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。
11. 介護保険制度について、介護保険料や介護サービス利用時の自己負担が年々増加する中、将来にわたって全ての国民が安心してサービスを受けることができる、持続可能な社会保障制度となるよう、国庫負担割合の見直しを行うなど、都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう財政措置の充実を図ること。
12. 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、都市自治体が障害者総合支援法等に基づく各事業を安定的に運営し、障害福祉サービスを提供できるよう、必要な財源を確保すること。また、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように、各事業の実態に応じて、十分な財政措置を講じること。
13. 強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、国土強靱化実施中期計画をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。
特に、同中期計画については、実施すべき防災インフラの整備・管理やライフラインの強靱化等の対策が継続して実施できるよう必要な予算・財源を、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映させたいうで通常予算とは別枠で確保すること。
14. 道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を地方においても集中的に推進するため、

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等を確保するとともに、継続的に対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、対象事業を拡大する等の地方財政措置の一層の拡充を図ること。

15. 公共施設等の集約化・複合化、転用、及び除却等を着実かつ計画的に進めるため、令和8年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債の恒久化及び対象の拡大、要件の緩和を図るとともに、集約化・複合化等を伴わない施設の除却事業についても元利償還金に対する交付税措置を講じるなど、財政措置の更なる拡充を図ること。
16. 学校施設は児童生徒の学習の場であり、災害時には避難所の役割も担うため、老朽化に対応する改築、長寿命化や防災機能の強化等を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ、補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。
17. GIGAスクール構想については、端末の更新等や維持管理、改善費用などについて、ICT教育における地域格差が生じないように、国の責任において、引き続き、国費による恒久的な財政支援を講じること。また、端末の通信料や通信ネットワークの改善に向けた十分な財政支援を講じること。
18. システム標準化の移行経費について、特定移行支援システムを含め、全額国庫補助により確実な措置を講じるとともに、ガバメントクラウドの利用料等の運営経費について現行の運用コストを上回る負担額が生じないように、確実な財政措置を講じること。

以上、決議する。

令和8年4月24日

岐 阜 県 市 長 会

決議

こども・子育て施策の充実強化に関する決議

少子化は、政府の予想よりも進行しており、経済活動や社会保障機能の安定化などに影響を及ぼすなど、年々深刻さを増しつつあり、これ以上は放置できない喫緊の課題となっている。

このため、結婚や子どもを産み育てることに対する多様な価値観を尊重しながらも、若者が希望通りに結婚し、子どもを産み育てることができる環境を整備することにより、少子化の傾向を反転させる必要がある。

少子化の傾向を反転させることは、人口減少傾向を反転させることにもなり、結果として、我が国の社会全体にも好循環を生み出すことから、未来への投資として、こども・子育て施策の強化に向け、国と地方が手を携えて取り組んでいかなければならない。

また、国と地方が実務レベルも含め丁寧な調整や意見交換・協議を行うなど、真に実効性ある取組が展開できるよう、地方の意見を反映する必要がある。

については、国は、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 少子化対策の抜本強化に向け、多様な保育サービスの拡充、子ども医療費助成制度の創設など、こども・子育ての基本となるべき施策については、地域格差が生じることのないよう、国の責任において、地方負担分も含めて必要な財源を確実に確保すること。

併せて、地方がその実情に応じて行うきめ細かな事業が提供できるよう、都市自治体が独自に活用できる安定的な地方財源を確保すること。

2. 保育所等における医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するため、安定的な看護師等の確保や育成、補助事業の拡充など、必要な支援を行うこと。

また特別な配慮を要する子どもの受入れについて、地域の実情に応じて支援が実施できるよう、十分な財政措置や補助制度の拡充を図ること。

3. いわゆる「学校給食の無償化」は、学校給食費の抜本的負担軽減で、都市自治体への補助による給食費の負担軽減の措置であることを国の責任において明確に周知徹底すること。

また、支援の基準額については、昨今の物価上昇の実情を的確に反映し、毎年調査を行うことにより、実態との乖離のないようにすること。その財源については、恒常的な財源を国において確保するとともに、別枠での財政措置を確実にこなうこと。

以上決議する。

令和8年4月24日

岐 阜 県 市 長 会